CC1-5103-1

酒 税

酒類製造免許の免許要件誓約書

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

申請（申出・申告）製造場の所在地及び名称	

【申請（申出・申告）者が個人の場合】

私（及び法定代理人）の免許要件について、別紙１及び２のとおり誓約します。
なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和　　年　　月　　日
（申請（申出・申告）者の住所）
（氏　　名）

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているので、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。
（法定代理人氏名）

令和　　年　　月　　日
（法 定 代 理 人 住 所）
（法 定 代 理 人 氏 名）
（申請（申出・申告）者との関係）

【申請（申出）者が法人の場合】

当社及び役員等の免許要件について、別紙１及び２のとおり誓約します。
なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和　　年　　月　　日
（申請（申出）者の所在地）
（名称及び代表者氏名）

下記役員等は、誓約内容を確認しているので、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。
（役職及び氏名）
代表取締役
取締役
取締役
監査役
支配人

令和　　年　　月　　日
（名　　称）
（代　表　者　氏　名）

（別紙１）

誓　約　項　目		申請者等の誓約内容			順号
		申　請（申出・申告）者	役員等	法定代理人	
１　酒税法10条１号から８号関係（人的要件）					―
１号関係	申請（申出・申告）者が酒税法(12条１、２、５、６号、13条、14条１、２、４号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	①
	［上記で「いいえ」に○を付した場合］ 申請（申出・申告）時において、免許又は許可を取り消された日から３年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
２号関係：	申請（申出・申告）者が１号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から３年を経過するまでの間の申請（申出・申告）でない。 ○　酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法（12条１、２、５、６号、13条、14条１、２、４号）の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい・いいえ （個人のみ）	はい・いいえ	はい・いいえ	②
３号関係：	申請（申出・申告）者が未成年者のときその法定代理人が１、２、７、７の２、８号に該当しない。	はい・いいえ （個人のみ）			③
４号関係：	申請（申出）者又は法定代理人が法人の場合にその役員が１、２、７、７の２、８号に該当しない。	はい・いいえ （法人のみ）		はい・いいえ （法人のみ）	④
５号関係：	支配人が１、２、７、７の２、８号に該当する者でない。	はい・いいえ			⑤
６号関係：	申請（申出・申告）者が免許の申請前２年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい・いいえ			⑥
７号関係	国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑦
	［上記で「いいえ」に○を付した場合］ 申請（申出・申告）時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から３年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
７号の２関係	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑧
	［上記で「いいえ」に○を付した場合］ 申請（申出・申告）時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
８号関係	禁錮以上の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ （個人のみ）	はい・いいえ	はい・いいえ	⑨
	［上記で「いいえ」に○を付した場合］ 申請（申出・申告）時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過している。	はい・いいえ （個人のみ）	はい・いいえ	はい・いいえ	
【理由等】					
２　酒税法10条９号関係（場所的要件） 申請製造場が取締上不適当と認められる場所でない。					―
申請製造場が、酒場、料理店等と同一場所でない。		はい・いいえ			⑩
［申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合］ 申請製造場と酒場、料理店等の場所を図面上で明確に区分できる。また、それらの場所を必要に応じ壁、扉等で区分する。		はい・いいえ			
【理由等】					

（別紙２）

誓　約　項　目	申請者等の誓約内容			順号
	申　請（申出・申告）者	役員等	法定代理人	
３　酒税法10条10号関係（経営基礎要件） （注）　酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。				－
(1)　申請（申出）者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合に該当しない。	はい・いいえ			⑪
(2)　事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。				－
イ　現に国税若しくは地方税を滞納していない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑫
ロ　申請（申出）前１年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑬
ハ　最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	はい・いいえ（法人のみ）	はい・いいえ		⑭
ニ　最終事業年度以前３事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20％を超える欠損となっていない。	はい・いいえ（法人のみ）	はい・いいえ		⑮
ホ　酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑯
ヘ　建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却若しくは移転を命じられていない。	はい・いいえ			⑰
ト　酒税につき担保の提供を命ぜられ、その全部又は一部が不履行ではない。	はい・いいえ			⑱
チ　今後１年間に納付すべき酒税額の平均３か月分に相当する価額又は製造免許申請（申出）書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額の４か月分に相当する価額のうち、いずれか多いほうの価額以上の担保を提供する能力がある。	はい・いいえ			⑲
リ　酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	はい・いいえ			⑳
(3)　申請（申出）者は、事業経歴その他から判断し、適正に酒類を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	はい・いいえ			㉑
(4)　申請（申出）者は、必要な所要資金等並びに製造又は貯蔵等に必要な設備及び人員を有し、酒類の製造に関し安定的な経営が行える。	はい・いいえ			㉒
(5)　申請（申出）者は、酒類の製造に必要な原料の入手が確実である。	はい・いいえ			㉓
【理由等】				
４　酒税法10条12号関係（製造技術･設備要件）				－
(1)　申請者は、醸造･衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態に対応できる能力を有している。	はい・いいえ			㉔
(2)　酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分備わっており、工場立地法、下水道法、水質汚濁防止法、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない。	はい・いいえ			㉕
【理由等】				

「酒類製造免許の免許要件誓約書」の作成に当たっての留意事項

１　留意事項

この誓約書は、酒類の製造免許を申請（申出・申告）しようとする場合に、申請（申出・申告）者、その法定代理人、役員又は支配人につき、製造免許の欠格要件に該当する事実がないことについて誓約を求めるものです。税務署においては、この誓約内容をもとに、申請（申出・申告）内容が法律上の要件に合致するかどうか審査を行います。

なお、酒類の製造免許等区分ごとに誓約が必要な事項は、以下の表のとおりです。

（注）　酒母又はもろみの製造免許申請をしようとする場合は、この誓約書を準用してください。

誓約事項 ＼ 免許等区分		酒類	期限延長・永久切替	条件緩和・相続・事業譲渡	酒母・もろみ
１　人的要件	酒税法10条１号から８号関係	○	○	○	○
２　場所的要件	〃　９号関係	○			○
３　経営基礎要件	〃　10号関係	○	○		
４　製造技術・設備要件	〃　12号関係	○			○

※　１　法人成り等に該当する場合で、既存製造場と同一の場所において製造する場合には、上記誓約事項のうち、２（場所的要件）及び４（製造技術・設備要件）の誓約は不要です。

２　相続事業譲渡の場合、酒税法第10条４号及び５号の誓約は不要です。

２　記載の仕方

(1)　誓約が必要な事項

誓約が必要な事項は、申請（申出）者が個人か、法人かにより異なります。

イ　申請（申出）者が個人の場合

(ｲ)　申請（申出）者である個人自身が誓約すべき事項

（誓約書の順号）①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕

(ﾛ)　申請（申出）者に法定代理人がいる場合に、そのすべての法定代理人が誓約すべき事項

（注）法定代理人が法人の場合には、その法人のすべての役員も同様に誓約することとなります。

（誓約書の順号）①、②、④、⑦、⑧、⑨

ロ　申請（申出）者が法人の場合

(ｲ)　申請（申出）者である法人自身が誓約すべき事項

（誓約書の順号）①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕

(ﾛ)　法人の役員及び主たる出資者が誓約すべき事項

Ａ　代表権を有する役員及び主たる出資者

（誓約書の順号）①、②、⑦、⑧、⑨、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯

Ｂ　Ａ以外の役員

（誓約書の順号）①、②、⑦、⑧、⑨

（注）１　申請（申出）者は、自己の誓約内容とともに、法定代理人又は役員、支配人の誓約内容についてもすべて自ら確認した上で、記名してください。

２　法定代理人が複数存在する場合には、個々の法定代理人の誓約に代えて、その代表者において、すべての法定代理人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。

３　役員又は支配人が複数存在する場合には、個々の役員又は支配人の誓約に代えて、申請（申出）者たる法人の代表取締役において、すべての役員又は支配人の個々の要件についての誓約をとりまとめて、代表して誓約してください。

(2)　**記入方法**

誓約者は、「誓約項目」について、「誓約内容」欄の「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。

なお、誓約内容について「いいえ」に○を付した場合には、「理由等」欄に該当項目の順号を記載した上で、その内容を略記してください（「理由等」欄に記載しきれない場合には、適宜理由を記載した書面を添付してください。）。

この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、①その不正行為が審査段階で判明したときは拒否処分、②不正行為により製造免許を取得したときは取消処分の対象となります。

(注)　不正行為により製造免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した製造免許だけでなく、その者が有しているすべての酒類の製造及び販売業免許について取消処分を受けることがあります。酒類の製造及び販売業免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者、②取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員、及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、新たに酒類の製造及び販売業免許を受けることはできなくなります。